1482
31.2.27

３０健保第７１０８号
平成３１年２月２６日

一般社団法人　小郡三井医師会
会長　島田　昇二郎　様

久留米市長　大 久 保　勉
（健康福祉部　健康保険課）

平成30年7月豪雨にかかる被災者の一部負担金の免除期間の延長について

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療制度の被保険者への一部負担金免除措置を延長することとなりました。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

久留米市健康福祉部健康保険課
担当：松尾（栄）・石丸
電話：０９４２－３０－９０２９
FAX：０９４２－３０－９７５１

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

平成３０年７月豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間の延長について

このことについて、久留米市国保および福岡県後期高齢者医療広域連合は、床上浸水等の被災者の一部負担金の徴収猶予・免除期間を平成３１年２月末までとするご案内をしておりましたが、国から発出された通知を踏まえ、下記のとおり減免措置の期間を延長いたします。

医療機関・薬局の皆様には大変お手数をお掛けしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

１　延長期間

【久留米市国保の方】

平成３１年3月１日から平成３１年6月３０日まで

※医療機関等の窓口で免除証明書を提示した被保険者のみ、免除措置を受けることができます。
なお、証明書は、予め市の窓口で一部負担金免除の申請を行うことで交付されます。

【福岡県後期高齢者制度で久留米市に住所がある方】

平成３１年3月１日から平成３１年6月３０日まで

※久留米市国保の方と同様に、福岡県後期高齢者医療一部負担金減免証明書の提示がある場合のみ免除措置の対象となります。

２　すでに免除措置を受けている方（免除申請を行われた方）への対応

久留米市国保および福岡県後期高齢者医療広域連合は、既に免除措置を受けている方に対して、上記の延長期間を記載した免除証明書を交付するようにしております。（このことについて、新たなお手続きは必要ございません。）

医療機関・薬局の皆様には、受診者の免除証明書をご確認いただきますようお願いします。

３　免除措置を受けていない（免除申請をされていない）被災者への対応

平成３０年１２月末までは、床上浸水（注：床下浸水は免除対象外）の被害に遭われた被保険者が受診時にその旨を申告された際は、窓口での一部負担金は受け取られない支払猶予の対応をお願いしておりましたが、平成３１年１月以降の減免の際には、免除証明書の窓口提示を必須としております。

今後も、受診者から免除証明書の提示がない場合は、一部負担金減免の対象としての認定ができないため、市の窓口で免除申請や再交付の手続きが必要になることをお伝えください。

＜この件についてのお問い合わせ先＞
久留米市健康福祉部健康保険課
給付チーム　担当：松尾(栄)・石丸
TEL：0942-.30-9029
FAX：0942-30-9751